

北魏における所謂子貴母死について

稻田, 友音
西南学院大学

<https://doi.org/10.15017/1657870>

出版情報：九州大学東洋史論集. 43, pp.35-65, 2015-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：



北魏における所謂子貴母死について

稻田友音

はじめに

北方騎馬民族社会における女性の地位が農耕社会に比して高いことはよく知られている。江上波夫氏は「一般に遊牧騎馬民族では婦女子の位置が男子と対等である場合が多く、ことに君長の后妃は政治にも軍事にも大きな発言権を持つてい」とたとえている。同様のことは、四世紀末に鮮卑拓跋部が建国した北魏においても、所謂漢化政策を孝文帝とともに推進した文明太皇太后馮氏（以下、馮太后という）に代表されるように、女性が政治に大きな影響を与えた事例が散見される。また北齊の『顏氏家訓』卷一、治家第五には

鄴下の風俗、専ら婦を以て門戸を持し、曲直を争訟し、造請逢迎し、車乗は街衢を填め、綺羅は府寺に盈ち、子に代わって官を求め、夫の為に屈を訴う。此れ乃ち恒代の遺風か。

とあり、北齊の一般家庭において婦女の権限の強かつたことが記されており、北朝期を通じて女性の地位が高いものであつたことを推察せしめる。

しかしそれに先立つ北魏後宮には、一見このような状況と相反するかのよう、皇太子の生母⁽²⁾に死を賜うという慣習（以下、子貴母死という）が存在した。この慣習は北魏の太祖である道武帝に始まり、孝文帝の時代まで六代に渡つ

て踏襲され、北魏後宮の「常制」⁽³⁾と称された。これにより北魏には皇帝の生母が存在せず、代わって皇帝の乳母が皇后に立てられて実権を握る事態が生じた。それゆえ子貴母死は北魏前期における後宮の権力構造を論じるにあたって考察すべき非常に重要な事柄の一つである。

子貴母死の初例は、道武帝末期にあたる天賜六年（四〇九）、道武帝による長子拓跋嗣（後の明元帝）の生母である宣穆皇后劉氏（以下、劉貴人という）への賜死である。これについて『魏書』卷二、太宗紀（以下、『魏書』からの引用は巻数、紀・伝名のみを記す）の冒頭に

初め、帝（明元）の母、劉貴人に死を賜う。太祖、帝に告げて曰く「昔、漢の武帝、將に其の子を立てんとして其の母を殺すは、婦人をして後に国政に与らしめ、外家をして乱を為さしめざればなり。汝、當に統を繼ぐべし。故に吾、遠く漢武と同じくし、長久の計を為さん」と。

ある。ここで道武帝は劉貴人への賜死について、前漢武帝が昭帝を皇太子に立てる際に鈎弋夫人に死を賜わることで婦人の国政関与と外戚の反乱を防いだ事例を引いて、これと同じくするものであると述べている。

これについて岡崎文夫氏が「これまったく太祖の意中から出たごとく、要するに婦人国政に与るの弊をためんとしたものである」⁽⁴⁾とするように、先行研究の多くは道武帝の言に依拠して、子貴母死の目的は婦人の政治干渉と外戚專横の防止とする⁽⁵⁾。また李灝氏⁽⁶⁾は道武帝による劉貴人への賜死の現実的原因が道武帝と母賀氏との関係にあるとする。すなわち、北魏の前身である代国の滅亡から北魏の建国までの間、道武帝は賀氏とその出身部族である賀蘭部の庇護下にあり、三八六年には賀蘭部の推戴を受けて代王の位につく。強力な庇護は同時に抑圧となり、このことが、道武帝をして母后およびそれと強固なつながりを持つ外戚部族に対する強い警戒心を抱かせ、劉貴人への賜死を実行させた。李氏の考察は詳細で首肯すべきものである。しかし劉貴人への賜死が婦人の政治干渉を防ぐという中国王朝に普遍的な問題への対処であり、もしくは道武帝の個人的経験にのみ起因するなどするならば、建国の祖法とはいえ他の時代に例を見ない子貴母死の、以後六代にも渡る踏襲の理由やその意味が充分には理解されないのでなかろうか。

これに對して田余慶氏⁽⁷⁾は主に道武帝の外戚である賀蘭部と明元帝の外戚である独孤部に對する「離散諸部」、所謂部族解散についての考察を通じて、子貴母死が部族解散と性質を同じくすると指摘する。慣習としての子貴母死は他の王朝に例がないばかりか、建国以前の拓跋部にも確認されず、北魏前期にのみ見られるということから時代的特徴が反映されていると考えられ、田氏の指摘は傾聴すべきものである。但し田氏の考察は從来の研究と同様に個別事例に対する考察が重視されておらず⁽⁸⁾、子貴母死と部族解散との接合点が充分に明らかであるとは言い難い。

よつて本論ではまず子貴母死の背景として拓跋部の君主とその妻母および外戚の關係性を把握した上で、初例となつた劉貴人が賜死された当時の状況を分析し、当慣習の目的について再考察する。次いで皇太子生母への賜死の実施状況を検証することで、常制化の過程とその歴史的意義について明らかにしたい。

一 建国以前の拓跋部君主とその妻・母について

江上波夫氏は内陸ユーラシア遊牧騎馬民族における君主位の繼承は、王族の血統の中から智勇・才幹・風格・声望あるものを氏・部族長が推戴・承認することで成り立つたとする⁽⁹⁾。部族連合の盟主である拓跋部も同様に、その君主位を拓跋氏に限定し、その中で「勇略人より過ぐ」⁽¹⁰⁾ れるものや「姿質雄壯にして、甚だ威略有」⁽¹¹⁾ るものなどが選ばれた。しかし実際には選定が順調に進まなかつたこともあり、その場合には部族連合自体を揺るがす混乱を生じることもあつた。

九代君主の賀傉の君主位の繼承はその典型といえる。賀傉の生母で六代君主の猗斤の嫡妻であつた祁氏は、八代君主の鬱律が衆心を掌握する様をみて我が子に不利になることを恐れて鬱律を殺害し、この時「大人の死する者數十人」⁽¹²⁾ にのぼつた。そして実子賀傉が君主の位に立つと、祁氏が実權を掌握し、當時襄國を中心として勢い盛んであつた後趙の石勒と結び、世に女国と称されたという⁽¹³⁾。鬱律とともに殺害された大人が數十人に上るということは祁氏とその出

身部族で構成された勢力の大きいことを示しているといえる。賀傉が親政を開始したのは君主に立つて四年後、恐らくは祁氏の死後のことであろうが、この時「諸部の人情未だ悉くは欵順ならざる」⁽¹⁴⁾状況にあり、祁氏の専権が拓跋部に大きな混乱をもたらしていたことがわかる。

次いで賀傉の後を継いだ弟の紇那は、君主の位を巡つて鬱律の長子翳槐と争つた。紇那は、翳槐を召し出そうとしてこれを保護していた舅家賀蘭部に拒否されたため、自身は宇文部と結託して賀蘭部と対立した。この時紇那は賀蘭部に敗れて宇文部のもとに出奔、これを受けて翳槐が賀蘭部に推戴されて君主に立つた。しかしその後も国人の離反により紇那と翳槐の立廢が繰り返され、代国は崩壊の危機に瀕した⁽¹⁵⁾。つまり、紇那と翳槐の君主位を巡る争いは宇文部と賀蘭部の争いでもあつたといえる。特に翳槐が紇那に勝つて君主の位につくことができたのはひとえに賀蘭部の力によるものであり、翳槐に対する外戚賀蘭部の影響力は極めて大きいものであつたと推測される。

北魏を建国した道武帝もまた外戚の力で君主の位についている。三七六年に前秦苻堅によつて代国が滅亡した時、代王什翼犍の孫である道武帝はわずか五歳であつた。李憑氏によれば道武帝は母賀氏とともに代王什翼犍を捕縛して前秦に投降、実の祖父を捕縛したという罪で蜀地に流されて各地を転徙した後、代北に戻り母賀氏の出身部族である賀蘭部の庇護を受けた⁽¹⁶⁾。そして賀蘭部により推戴されて、三八六年春に十五歳で代王の位についた。このように幼くして流亡を余儀なくされたことで、配下の勢力を持たず、また部族政治についても疎かたであつた道武帝が代王に即位でき最大の要因は、什翼犍の孫であり、かつ有力部族である賀蘭部出身の母を持つという血統によつて、外戚部族の推戴を受けたことに第一の要因があつたと想定される。ここをもつて李憑氏は北魏建国時において道武帝の意思決定はすべて賀氏によるところであつたと指摘する⁽¹⁷⁾が、そのようであれば賀氏およびそれと強固に結びついている出身部族の勢力が強まるのは当然の流れであつたといえるであろう。

このように、拓跋君主はしばしば母および外戚部族の制御を受けたといふことが分かる。つまり、先に述べたように李憑氏が子貴母死の原因として挙げた道武帝と賀氏との関係のみならず、歴代君主は代国が部族連合という形をとるが

故に、その君主権の強弱が母やその出身部族からの掣肘にかかっていたということも、子貴母死成立の重要な要素であるといえるのである。

二 子貴母死の目的

道武帝末期の天賜九年に後の明元帝である拓跋嗣の生母、劉貴人が死を賜り、これが六代続く子貴母死の端緒となつた。まずは劉貴人がいかなる人物であるのかを確認した後に、賜死が実施された当時の状況を踏まえて、子貴母死の目的について再考察したい。

（1）劉貴人と独孤部

劉貴人は北魏貴族である八姓の一つ、独孤部の大人、劉眷の娘である。北魏建国の初年にあたる登国初（三八六）に道武帝の夫人となり、その長子である明元帝を出産する。

独孤部は後漢初に塞内に移住した所謂南匈奴の流れを汲む。拓跋の始祖とされる力微の頃にはすでに拓跋部とつながりを持ち、代国内において重要な位置を占めていた。その大人が鬱律の娘を貰い受けて生まれた劉庫仁は前秦苻堅によつて代国が滅ぼされた後、前秦の臣下として旧代国（東部）を管領し、什翼犍の孫である拓跋珪も一時その保護下にあつた。劉貴人の父である劉眷はこの劉庫仁の弟にあたる。

しかし北魏建国前後、つまり劉貴人が道武帝の夫人となつた前後に、独孤部は道武帝と対立した。三八三年に劉庫仁が死去した後、その弟で劉貴人の父劉眷が独孤部を率いたが、二年後には劉庫仁の子である劉顯が劉眷を殺し、その地位を継いだ。その後劉顯は即位した道武帝と対立し、登国二年（三八七）に道武帝の親征を受けて西燕慕容永の元に逃

れ、その部民は道武帝に率いられたこととなつた⁽¹⁸⁾。この時劉貴人の兄である劉羅辰は劉顥と行動を共にせず、騎を率いて道武帝に降り、後には道武帝の寵愛を蒙つて南部大人を挙げ、その後中原平定に従い軍功を挙げて爵永安公を賜り、さらには征東將軍・定州刺史に任命された⁽¹⁹⁾。

一方劉貴人自身も後宮内において高い地位を占めていたことが卷一三、宣穆皇后劉氏伝からわかる。同伝には

道武宣穆皇后劉氏、劉眷の女なり。登国初、納めて夫人と為し、華陰公主を生み、後、太宗を生む。后、専ら内事を理め、寵待加うる有るも、金人を鑄する成らざるを以て、故に后位に登るを得ず。

とあり、劉貴人が道武帝の長子である明元帝を出産し、また後宮の諸事を取り仕切る立場にあつたこと、道武帝の寵愛を受けていたこと、そして皇后への冊立が考えられたものの金人を鑄る儀式⁽²⁰⁾において失敗したために皇后に立てられることはなかつたことがわかる。

劉貴人が後宮諸事を取り仕切つていたのがいつ頃のことであるかは明らかでないが、天興元年（三九八）に入宮した後燕慕容宝の末娘である慕容氏が天興三年（四〇〇）に道武帝の皇后に立てられていることから、おそらく慕容氏が皇后に冊立される天興三年までは、劉貴人が後宮后妃の筆頭であつたものと推測される。

このように見てみると、劉貴人とは、独孤部という有力部族の大人の娘であり、道武帝の寵愛を受ける兄をもち、旧独孤部民に影響をあたえ得る存在であり、かつ後宮内においては皇帝長子の生母にして、諸事を取り仕切る立場にあつた人物ということになる。一節で述べたような、君主権に影響を与える拓跋君主の妻・母の典型的な人物といえるだろう。

（2） 賜死と皇位継承

その劉貴人は天賜六年（四〇九）七月に死を賜つた。はじめに挙げた卷三、太宗紀の冒頭に記される道武帝の言から

も、その直接の契機が明元帝への皇位継承にあつたことは明らかである。以下に当時の明元帝を巡る皇位継承の状況を見ていきたい。

まず道武帝の長子である明元帝は天興六年（四〇三）に諸皇子とともに王に封じられ、車騎大將軍を加えられ、相国となつてゐる。このため皇位継承の最有力候補ではあつたが、正式に決定されたものではなかつた。また即位以前に戦場に赴いて軍功をあげた等の記録は特に見られず、相国の地位にありながらも実際は政治的にも軍事的にも実績に乏しい状態であつた。これに対してもう一人の有力な候補者が道武帝と同じく什翼犍の直系の孫にあたる衛王儀であつた。衛王儀は「長七尺五寸、容貌甚だ偉にして、美しき鬚髯、算略有り、少くして能く舞劍し、騎射は人に絶す」²²⁾と称され、代國滅亡時から道武帝と行動を共にし、建国後は戦功をあげて「太祖、儀の器望を以て、之に待すること尤も重く、數しば其の第に幸くこと、家人の礼の如し」²³⁾というよう絶大な信頼を得てゐた。つまり、明元帝は道武帝の長子という血統にあるものの、拓跋リーダーとしての資質には乏しく、一方で衛王儀はこれを十分に有しており、從来の拓跋部君主位の継承に照らし合わせれば、衛王儀の皇位継承の可能性も大いに考えられるものであつた。このように明元帝の皇位継承は盤石とはいひ難いものであり、例え明元帝が即位したとしても衛王儀の影響力は大きいものとなつたであろう。またそうなると形勢不利な明元帝を後援するという名目で生母劉貴人の出身部族である独孤部が台頭してくると、いう可能性は極めて現実的なものであつたと考えられる。

周知のよう道武帝は北魏建国の後に所謂部族解散を断行した。この部族解散についてはすでに数多くの研究の蓄積があるが、それが部族制の解体を意味するのか、それとも部族連合体の再編を意味するのか、また再編とするならばそれがどのように行われたのかなど、未だ見解の統一にまでは至つていない²⁴⁾。しかしその目的が部族勢力の抑止と皇帝権力の強化にあつたことは疑いない。そのために道武帝は直系子孫への皇位継承を必ず成し遂げなければならなかつた。もし衛王儀が皇位を継承するならばそれは嫡統確立の方向に逆行するものであり、ひいては部族政治への回帰を生む危険性を孕み、また明元帝が即位したとしてもこれを契機として独孤部が台頭してくるならばそれもまた由々しき事

態というべきであろう。このように皇位繼承が喫緊の課題として浮上してくると同時に、部族政治への回帰の可能性も十分想定されたのである。

このことは実際に道武帝の死の直後に表面化した。明元帝の出奔から四か月後に道武帝が次子の拓跋紹に殺害された時のこととして、卷一六、清河王紹伝に

肥如侯賀護、烽を安陽城の北に擧ぐ。故の賀蘭部の人、皆な往きて之に赴く。其の余の旧部も亦、子弟を率いて族人を招集し、往往相い聚まる。

とあり、清河王紹の外戚部族である旧賀蘭部やその他の旧部族が集結したことが分かる⁽²⁴⁾。これにより部族勢力が依然として緊急事態にあって部を擧げて素早く対応できるほどにネットワークを保持していたといえる⁽²⁵⁾。

以上から、筆者は劉貴人への賜死は、明元帝への皇位繼承を契機として部族政治への回帰の可能性が強まつたことが直接的原因であり、これを阻止することが目的であつたと考へる⁽²⁶⁾。そして田氏も指摘するように、その性格上、子貴母死は部族解散の流れをくむものであつたと推察する。

三 子貴母死の常制化

では次に、明元帝期以降の実施状況を詳しく見ることで、子貴母死がいかにして常制となり、またその性格を変化させていったのかについて考察する。

子貴母死が実施された道武帝から孝文帝の間に皇太子の生母となつたものは全部で八人である。その内、前節で考察した劉貴人以外に「故事」や「旧法」によって死を賜つたとして子貴母死が実行されたことが史料に明記されるのは、献文帝の生母である元皇后李氏と、廢太子恂の生母である貞皇后林氏の二人である。しかしこの三人以外の皇太子生母も子貴母死に関連して死を賜つた可能性が極めて高い。以下、順を追つて検討する。

皇太子生母一覽表

皇太子生母の死亡時の状況 (卷一三、皇后伝)				
皇帝 (在位年)	皇太子生母 (没年)	皇太子 (生年／立太子年)	皇太子 (生年／立太子年)	皇太子生母の死亡時の状況 (卷一三、皇后伝)
道武帝 (三八六・四〇九)	劉貴人 (四〇九)	明元帝 (三九二／一)	明元帝 (三九二／一)	魏故事、後宮產子將為儲貳、其母皆賜死。太祖末年、後以旧法葬。
太武帝 (四二三・四五二)	賀夫人 (四二八)	太武帝 (四〇八／四三二)	太武帝 (四〇八／四三二)	泰常五年薨、諡曰密貴嬪、葬雲中金陵。世祖即位、追尊諡号、配饗太廟。
景穆太子 (四二八／一)	景穆太子 (四二八／一)	神䴥元年薨、追贈貴嬪、葬雲中金陵。後追加号	神䴥元年薨、追贈貴嬪、葬雲中金陵。後追加号	神䴥元年薨、追贈貴嬪、葬雲中金陵。後追加号
文成帝 (四五二・四六五)	閻氏 (四五二)	配饗太廟。	配饗太廟。	配饗太廟。
李貴人 (四五六)	獻文帝 (四五四・四五六)	太安二年、太后令依故事、……、遂薨。後諡曰元皇后、葬金陵、配饗太廟。	太安二年、太后令依故事、……、遂薨。後諡曰元皇后、葬金陵、配饗太廟。	太安二年、太后令依故事、……、遂薨。後諡曰元皇后、葬金陵、配饗太廟。

北魏における所謂子貴母死について（稲田）

6	獻文帝 (四六五／四七二)	李夫人 (四六九)	孝文帝 (四六七／四六九)	皇興三年薨、上下莫不悼惜。葬金陵。承明元年追崇号謚、配饗太廟。
7	孝文帝 (四七一／四九九)	林氏 (四八三)	廢太子 (四八三／四九三)	以恂將為儲貳、太和七年后依舊制薨。……謚曰貞皇后、葬金陵。
8	高氏 (四九五)	宣武帝 (四八三／四九七)	后自代如洛陽、暴薨於汲郡之共縣、或云昭儀遣人賊后也。……其後有司奏請加昭儀號、謚曰文昭貴人、高祖從之。世宗踐祚、追尊配饗。	

(1) 密皇后杜氏

劉貴人の次に皇太子の生母となつたのは、皇太子生母一覽表の2（以下、【表・番号】で記す）の明元帝の后妃、密皇后杜氏（以下、杜貴嬪という）である。杜貴嬪について卷二三、密皇后杜氏伝には

明元密皇后杜氏、魏郡鄴の人、陽平王超の妹なり。初め良家の子なるを以て選ばれて太子宮に入り、寵有り、世祖を生む。太宗即位するに及び、貴嬪を挙す。泰常五年薨じ、謚して密貴嬪と曰い、雲中金陵に葬る。世祖即位し、尊号を追つて謚し、太廟に配饗す。又、後の廟を鄴に立て、刺史は四時薦祀す。魏郡、太后の生ずる所の邑なるを以て、其の調役を復す。

とある。これによると杜貴嬪は、魏郡鄴の人、つまり漢人である。良家の子であることを以て即位前の明元帝の妃となり寵愛を受けて、天賜五年（四〇八）に太武帝を産み、永興元年（四〇九）に明元帝が即位したことで貴嬪を挙げた。それから十一年後の泰常五年（四二〇）に死去し、謚号を密貴嬪といい、雲中金陵に埋葬された。また子である太武帝が即位したのちに改めて皇后号を追尊され、太廟に配饗されている。

ここに泰常五年の杜貴嬪の死因についての記載はない。しかし杜貴嬪の実子である太武帝の皇位繼承に関する動向と杜貴嬪の兄杜超の事例を合わせ見ると、杜貴嬪の死もやはり子貴母死によるものと考えられる。

太武帝の皇位繼承は漢人士大夫崔浩の建議に端を発する。卷三五、崔浩伝によると体調のすぐれなかつた明元帝は自身の死後を心配し、ひそかに使者を遣わして崔浩に問うた。これに答えて崔浩は、北魏建国以来、世継ぎを定めていかなかつたために道武帝が清河王紹に弑されて国家が危機に瀕したとし、早く東宮を立てて天子の政務や軍事を監国撫軍せしめるのがよいと進言する。同伝に

崔浩曰く「……今、長皇子燾（太武帝）、年漸く一周なり。明叡溫和にして、衆情の繫ぐ所なり。時に儲副に登れば、則ち天下幸甚なり。子を立つるに長を以てするは、礼の大經なり。……」と。太宗、之を納む。是に於いて浩をして策を奉り宗廟に告げしめ、世祖に命じて国副主と為し、正殿に居し朝に臨ましむ。

とある。まず太武帝が「年漸く一周」とあることから、この建議が泰常五年（四二〇）頃になされたものであることが分かる。実際に太武帝が臨朝したのは泰常七年（四二三）五月のことであるが、「太宗、之を納む」とあることから、建議がなされた泰常五年の段階で少なくとも明元帝の中では太武帝の皇位繼承者としての地位が固まつたといえる²⁷。杜貴嬪の死は泰常五年であるから、これと時期的に一致している。

次に杜超については卷八三上、外戚伝上、杜超伝に

杜超、字は祖仁、魏郡鄴の人、密皇后の兄なり。少くして節操有り。泰常中、相州別駕と為る。使いを京師に奉るも、時に法の禁するを以て后と通問するを得ず。

とある。ここから杜超が泰常年間中ごろに相州別駕となつたこと、この時に使いを都に出したが、法により禁じられたために使者が杜貴嬪と会うことはかなわなかつたことが分かる。

この杜超の相州別駕就任が、史書に記される杜貴嬪の一族に関する最初の事績であることから、これは杜貴嬪との血縁を根拠としたものと見て間違いないだろう。しかし杜貴嬪が後宮に入り、皇太孫たる太武帝を出産したのは明元帝の即位以前であり、また貴嬪を挙したのは永興元年頃であつて、杜超の相州別駕への就任より七年以上も前のこととなる。よつて特にこの時期に杜超が相州別駕を挙したことは、杜貴嬪の死と直接の関わりがあると考へるのが自然であり、そうなると杜貴嬪の死は予期されたものということになる。予期される死としては病死も考へられなくもないが、時期的にも、また通問を禁じられたということからも、その死は特別なものであつたと考えられる。

つまり、まず崔浩の建議を契機として太武帝の将来的な皇位繼承が明元帝の中で確定し、同時に杜貴嬪への賜死が予定された。その実行に先立つて杜貴嬪の兄杜超を相州別駕に就任せしめ、泰常五年六月に杜貴嬪への賜死が実施されたということになる。これにより杜貴嬪の死が道武帝の事例を踏まえた子貴母死に關係した死であつたということがほぼ推断される。

ただし杜貴嬪への賜死は明元帝の即位の直後から半ば決定されたものであつたと考へる。なぜならば卷四下、世祖紀下に

帝、生まれてより密太后に逮ばず、識る所有るに及び、言いては則ち悲しみ慟き、哀しみ傍人を感じしむ。

とあり、幼くして太武帝が杜貴嬪と引き離されていることが窺われるからである。おそらく明元帝が自身の経験、すなわち道武帝に母劉貴人を殺されて悲しみ、ついには出奔を余儀なくされ、その間に清河王紹によつて道武帝が殺され、部族勢力の復活の兆しが現れたという一連の事態を踏まえ、子貴母死の意義を深く理解するとともに、母子の情が混乱を引き起こす可能性を考慮し、将来に子貴母死の対象となる可能性が高い杜貴嬪と太武帝との接触を断つたものと考へられる。

(2) 敬哀皇后賀氏

明元帝期に杜貴嬪が賜死されたことで、子貴母死は常制として踏襲されることとなつた。但し【表3】の敬哀皇后賀氏（以下、賀夫人という）については、子貴母死が実施された可能性は低いと考える。卷一三、敬哀皇后賀氏伝に太武敬哀皇后賀氏、代の人なり。初め夫人と為り、恭宗を生む。神䴥元年薨す。貴嬪を追贈し、雲中金陵に葬る。後に号謚を追加し、太廟に配饗す。

とあるのによると、賀夫人は後の景穆太子（恭宗）を出産、神䴥元年（四二八）に死去し、貴嬪を追贈されて雲中の金陵に埋葬された。後に敬哀皇后を追号されて、太廟に配饗された。

景穆太子は神䴥元年の生まれであるから、賀夫人は出産と同年に死去したことになる。その死因は示されず、直後に貴嬪を追贈され、雲中の金陵に葬られたことがわかるのみである。雲中の金陵とは洛陽遷都以前の皇室の陵墓で、皇帝と皇后に加え、皇帝（皇太子）の生母が埋葬されている⁽²⁸⁾。後の孝文帝期には廢太子恂を出産した后妃が、出産直後に子貴母死に則つて賜死されて雲中金陵に葬られており、賀夫人との類似性を指摘することができ、その死が子貴母死に関連したものである可能性も否定できない。

しかし廢太子恂の事例は、後述するように子貴母死実施の末期になりその主導権が完全に後宮権力者によって握られていたこと、そして早々に皇子の生母に死を賜つて馮太后がその養育権を獲得することが目的にあつたことが明らかである。これに対し賀夫人の場合は、直近二例の子貴母死が子の皇位繼承がある程度確定した状態においてなされたものであり、また景穆太子の養育権が問題となつた等の記述は見られない。つまり直近二例に反して極めて早期に子貴母死を実施する必要性が窺われないのである。

のことから賀夫人の死因として、子貴母死の可能性を全く排除はできないものの、それ以外、たとえば産褥等の可

能性の方が高いと考える。なお例えその死が子貴母死による賜死ではないとしても、これが慣習としての子貴母死の反例となるものではないことは明白である。

(3) 恭皇后郁久閻氏

李鄧氏は文成帝の生母、恭皇后郁久閻氏（以下、閻氏という）の事例を境に、子貴母死は皇帝主導から後宮権力者の主導により実施されるようになったと断じ、筆者もこれに同意する。これは子貴母死の重大な転機であるため、以下に李氏の論⁽²⁹⁾を参考に如何にして転換が起こったのかについて記す。

【表4】の閻氏については卷一三、恭皇后郁久閻氏に

景穆恭皇后郁久閻氏、河東王毗の妹なり。少くして以て東宮に選入し、寵有り。真君五年、高宗を生む。世祖末年薨す。高宗即位し、追尊号謚す。雲中金陵に葬り、太廟に配饗す。

とある。河東王閻毗の妹である閻氏は蠕蠕の出身である。幼くして景穆太子の后妃となり、寵愛を受け、太平真君五年（四四〇）に文成帝（高宗）を出産した。世祖末年に死去し、実子である文成帝が即位した後に追尊され、雲中金陵に埋葬されて太廟に配饗された。

ここに閻氏の死は「世祖末年」とあるが、卷五、高宗紀には正平二年（四五二）十月に文成帝が即位改年した年の「」として

十有一月丙子、……甲申、皇妣薨す。……壬寅、追尊して景穆太子を景穆皇帝と為し、皇妣を恭皇后と為す。保母常氏を尊び保太后と為す。

とある。卷一三の皇后伝は原文が散逸しており、卷五の高宗紀の記載が基準となるため、閻氏は文成帝が即位した翌月に死去したということになる。

文成帝は景穆太子の長子であり、もともと将来の皇太子と目されていたが、宦官宗愛が太武帝を殺害して太武帝末子の南安王余を立てたため、文成帝の正規の即位ルートは途絶え、同時に閻氏への賜死の必要も無くなつた。しかしその南安王余も宗愛に殺されたことから、突如として文成帝が皇帝に即位することとなり、それから三十六日後に閻氏は死去した。この閻氏の死は文成帝の乳母である常氏が宮中において大権を掌握するために、道武帝のたてた子貴母死を口実にして閻氏を死地に追いやつたものである。

以上、李灝氏の見解に異論はない。道武帝以来、皇太子の生母に死を賜うことにより皇帝生母という存在を許さなかつた北魏後宮が、初めて皇帝の生母という存在を抱えることとなつた時、やはり従来のように子貴母死に則つて賜死が行われた。但し、この場合、皇太子ではなくすでに即位した皇帝の生母に対して死を賜わねばならない。これは母を尊重する鮮卑の風習に反し、孝の概念にも反する行為である上に、文成帝の心情的にも決断を下しえるとは思えない。文成帝に代わつてこれを主導しえた人物は、閻氏の死の直後、興安元年十月壬寅に保太后立てられた文成帝乳母の常氏以外考えられないであろう。常氏は当時後宮内で最高位にあつた太皇太后赫連氏に働きかけ、太皇太后の名で皇帝生母たる閻氏に対して賜死したものと考えられる。そしてこれを契機に以下にみるように子貴母死の主導権は皇帝から後宮内に移管されたのである。

(4) 元皇后李氏

道武帝が劉貴人に賜死して以降、子貴母死に則つて賜死が行われたことが明記されるのは献文帝の生母である元皇后李氏（以下、李貴人という）が最初である。【表5】の李貴人の事例は、賜死にあたつてその生母の一族への対応があつたことを示している。卷一三、元皇后李氏伝には

文成元皇后李氏、梁国蒙縣の人。頓丘王峻の妹なり。……（永昌王）仁、長安に鎮するに及び、事に遇ひ誅せられ、

后、其の家人と与に平城宮に送らる。高宗、白樓に登り望見し、之を美とし、左右に謂いて曰く「此の婦人佳きか」と。左右咸な曰く「然り。」と。乃ち下台し、后、幸を斎庫中に得、遂に娠有り。……顕祖生まるるに及び、貴人を拝す。太安二年、太后、令して故事に依らしめ、后をして具さに南に在る兄弟及び所結の宗兄洪之を條記せしめ、悉く以て付託す。訣に臨み、每一兄弟を称え、輒ち拊胸慟泣し、遂に薨す。後謚して曰く元皇后と、金陵に葬り、太廟に配饗す。

とある。これによると李貴人は梁国蒙県の人で、はじめは太武帝の弟永昌王仁の妃であつたが、永昌王仁が謀反を起したとして死を賜つた後、その家人とともに長安から平城に送られたところ、文成帝がこれを見初め、興光元年（四五四）七月に獻文帝を出産した。その二年後にあたる太安二年（四五六）、当時の皇太后常氏（以下、常太后という）が「故事に依らしめ」て、后に自身の兄弟のことを記させた上で薨じたことから、同年二月の獻文帝の立太子を受けて、子貴母死に則つて賜死されたことは明らかである。

この時、賜死に先だつて常太后が李貴人自身に南朝宋にある李貴人の兄弟および宗兄について詳しく述べて、「悉く以て付託す」とある。実際に李貴人が死去したのち、文成帝は李貴人の兄弟六人に使者を送り諭して、みな北魏に帰順して平城に赴いた。長兄李峻が鎮西將軍や涇州刺史、頓丘公を挙げ、その他もみな公爵を挙げたことが卷八三上、外戚伝に記される。李峻が王爵に進められたのが文成帝末の和平五年（四六四）四月のこと⁽³⁹⁾であるので、遡つて李峻ら兄弟の帰順は李貴人の死からほどなくのことであつたと思われる。

常太后が賜死に先だつて李貴人の兄弟の情報を記録させたことは「故事に依」とあることから、子貴母死の通例であつたことがわかる。遡つてみると、前述のよう明元帝期に賜死されたと推定される杜貴嬪の兄杜超は、明元帝期には相州別駕に任じられており、これ以来の慣例であつたと考えられる。李貴人のように家人の罪に連座して入宮した場合においても、それは例外ではなかつたことがここから見て取れる。

(5) 思皇后李氏

子貴母死が後宮の権力者によつて自らの既得権益保持のために恣意的に実行されるようになったことを示す事例が【表6】の孝文帝の生母である思皇后李氏（以下、李夫人という）と【表7】の廢太子拓跋恂の生母である貞皇后林氏（以下、林氏という）の二例であり、この二例はともに馮太后的主導によるものである。まず【表6】の李夫人について卷一三、思皇后李氏伝に

獻文思皇后李氏、中山安喜の人、南郡王惠の女なり。姿徳婉叔、年十八にして、選ばれるを以て東宮に入る。顯祖即位し、夫人と為り、高祖を生む。皇興三年薨じ、上下悼惜せざるはなし。金陵に葬る。承明元年追崇号謚し、太廟に配饗す。

とある。これによると李夫人は中山安喜の人で、父は南郡王李惠、十八歳で當時皇太子だった獻文帝の后妃となつた。和平六年（四六五）五月の獻文帝即位の後に夫人となり、皇興元年（四六七）八月に獻文帝の長子として孝文帝（高祖）を出産。その二年後の皇興三年（四六九）に死去し、金陵に葬られ、孝文帝即位後の承明元年（四七六）七月に改めて思皇后の謚を贈られ、太廟に配饗された。

孝文帝の立太子が皇興三年六月の事であり、李夫人が孝文帝の生母として子貴母死に則つて死を賜つたことはこれまでの事例からみて間違いないであろう。しかし史書に獻文帝と李夫人の子とされる孝文帝が、実は馮太后とその寵愛を受けた李弈の子ではないかと呂思勉氏³¹によつて推断されて以来、議論が続いている。これは子貴母死のあり方そのものにかかる問題であるため、やや冗長となるが、以下に先行論を整理する。

まず呂思勉氏やこれに続く大沢陽典氏³²や鄭欽仁氏³³が根拠とするのは主に以下の六点である。まず孝文帝が生まれた時、獻文帝がわずか十三歳であつたこと。馮太后的死後に孝文帝が三年の喪に服そうとしていること。卷一三、文明皇后馮氏伝に「後の崩ずる迄、高祖生む所を知らず」という不可解な一文があること。孝文帝が馮太后一族を優遇し、

生母とされる李夫人の一族に対して極めて冷淡であること。権勢欲の強い馮太后が孝文帝の誕生に合わせて政務を離れていること。馮太后は馮氏一門に将来仇なす可能性があるとして屢々孝文帝を殺そうとするが、献文帝がこれを咎めることなく見逃していること。

これに対して李憑氏⁽³⁴⁾は、もし孝文帝が馮太后の私生児であるとすると、敵対関係にある献文帝がそれを指摘しないのは不自然であり、またもし李夫人を身代りの生母としたのであれば、出産と同時に子貴母死に則つて殺すことが可能であり、一年以上も生かしておくのは不自然であるとし、孝文帝は決して私生児ではないとして馮太后と孝文帝が母子であるとする説を否定する。

一方、川本芳昭氏⁽³⁵⁾は呂・大沢・鄭三氏の根拠とするところを再検討して、一旦は根拠とするに足らないとしながらも、新たな史料として卷八三上、李鳳伝に

太和十二年、高祖、將に舅氏に爵せんとし、詔して存する者を訪ぬ。

とあるのを提示して、孝文帝は太和十二年の段階で李氏が舅氏であると認識していることを指摘。すなわち太和十四年の馮太后的死後まで知らなかつたとされる「生む所」は李氏以外を指すものであり、そうであればそれは馮太后以外考えられないとして、先学の論拠と合わせてやはり馮太后と孝文帝の母子関係がほぼ確定できるとする。さらにその父親については献文帝が叔父の京兆王子推に皇位を譲らんとした際に北族重臣がみなこれに反対して孝文帝に伝位されたこと、また孝文帝の洛陽遷都に反対する者が孝文帝の長子の太子恂を盟主にたてようとした形跡があることから、「孝文帝の父はやはり拓跋北魏のリーダーとしての正統性をもつ人物」⁽³⁶⁾、つまり献文帝に他ならないとし、これは北族のレヴィリートの遺風であるとして、孝文帝は馮太后と義理の子である献文帝との間に生まれたと推断する⁽³⁷⁾。

以上、先行論を概観したが、筆者は川本氏の見解を指示し、孝文帝は馮太后と献文帝の子であると考へる。先行論でも取り上げられるように、孝文帝は馮太后に命を狙われたにも関わらず、その死後に臣下の反対を押し切つて三年の喪に服そくとしてするなど孝を尽くしている。両者が実の母子であつたと考へると納得もいこう。また母子ではないとす

る李憑氏も指摘するように、孝文帝が馮太后の私生児であるとすると、わざわざ李夫人にそれを肩代わりさせて子貴母死を口実に殺害するという危険な行為の必要はなく、密かに出産し、外に出せば済むだけのことである。私生児たる実子を皇帝の長子に偽装して権力を握るためということも考えられるが、馮太后以前には皇帝の乳母から皇太后に立てられた事例もあり⁽³⁸⁾、実子にこだわる必要はない。やはり、馮太后は義理の子である献文帝との間に皇帝長子たる孝文帝を生み、それを李夫人が出産したように偽装し、李夫人は子貴母死の慣習に則つて賜死されたと考えられるのである。

馮太后が実子の孝文帝を李夫人の子であると偽装した理由としては、まず義理の母子の間で子をなしたという醜聞を避けるため、そして自身が子貴母死の対象となり賜死されることを免れるため、という二点が考えられる。しかしながら数多い後妃の中から李夫人が身代わりに選ばれたのか、そしてそのようなことが現実的に可能なのかという問題が当然想定されよう。結論から言えば、李夫人の父李惠が献文帝の寵臣であったことに、その理由があると考える。ここで李惠と献文帝、そして馮太后の関係についてみていただきたい。

まず李惠については卷八三上、外戚伝上、李惠伝に

李惠、中山の人、思皇后の父なり。……惠、散騎常侍・侍中・征西大將軍・秦益二州刺史を歴位し、爵を進めて王と為り、転じて雍州刺史・征南大將軍たり、長安鎮大將を加う。……後、開府儀同三司・青州刺史と為り、王は故の如し。歴政美績有り。

とあってかなり有力な人物であることが分かる。南郡王への進爵は皇興二年の四月⁽³⁹⁾であるが、これは孝文帝の誕生とともに馮太后が政務を離れて献文帝が親政を開始して間もなくのことであり、李惠が献文帝の寵臣であったことが窺われる。ついで同伝に

惠、素より文明太后の忌む所たり。惠、將に南叛せんとすと誣し、之を誅す。惠の二弟、初・樂、惠の諸子と与に同に戮せらる。後妻梁氏も亦、青州に死す。尽く其の家財を没す。惠、本より覚え無し。故に天下冤惜す。とあり、馮太后の忌む所となつて無実の罪で族誅されたことが分かる。これは卷一三、文明皇后馮氏伝にも

李訴・李惠の徒の如きに至りては、猜嫌覆滅せられる者十余家、死者数百人たり、率ね多く枉濫にして、天下は之を冤とす。

と記される。ここに李惠と同列に記される李訴は、卷四六、李訴伝に

訴、既に顕祖に寵せられ、軍国大議に参決し、兼ねて選舉を典り、權は内外を傾け、百僚節を曲げ以て之に事えざるはなし。

とあるように、獻文帝の親政期に実權を握つた人物である。つまり、右の卷一三、文明皇后馮氏伝の馮太后による誅殺を伝える記事でその李訴と同列に記されていることからも、李惠は獻文帝の親政において中心的役割を果たした人物であると推測される。

次に、馮太后と獻文帝は対立関係にあつた。これについて李憑氏は、獻文帝は馮太后に反対する代表的人物であり、兩者の間には劇烈な権力闘争があつて、獻文帝がわずか十八歳で譲位したのは馮太后の圧力によるものであり、始め京兆王子推に譲ろうとしたのは孝文帝を擁する馮太后が権力を握ることを恐れたためであるとする⁽⁴⁰⁾。また卷一三、文明皇后馮氏伝には

高祖生まれるに及び、太后躬ら親しく撫養す。是の後令を罷め、政事を聽かず。太后行い正しからず、内寵の李弈、顕祖事に因りて之を誅し、太后得意せず。顕祖暴崩し、時に言えらく太后之を為すなりと。

とあつて、獻文帝はその親政期に馮太后の寵愛する李弈を誅殺し、馮太后の不興を買つたこと、獻文帝の崩御が馮太后の仕業であるとされるほどであったことが窺われる。子をなした二人ではあるが、獻文帝が年を重ねるにつれて兩者は対立を深めたということではないだろうか。

先に示した李訴と李惠は馮太后によつて太和元年と同二年に相次いで誅殺された⁽⁴¹⁾。対立する獻文帝の寵臣であつたことが「忌む所」となつた原因のひとつであろう。ここから卷一三、文明皇后馮氏伝の記事は馮太后による獻文帝勢力の残党の排除の一端を示したものであると考えることができる。

馮太后は権勢欲の強い人物である。自らが立てた孝文帝すらもしばしば排除しようとしている。これほど権力に強い執着のある馮太后であるから、出産のために政治を離れることになつた時、献文帝の権力が増大し、自らの影響力が弱まることに危機感を覚えたであろう。例えば朝廷にあつて献文帝の寵臣である李惠が力を伸ばせば、当然後宮においてはその娘の李夫人の影響力が増し、皇后冊立がなされるかもしれない。それを阻止するためには李夫人に皇太子の生母という立場を仮託し、祖宗の法たる子貴母死に則つて殺害することが確実な手段といえる。つまり、馮太后は孝文帝の生母という立場を李夫人に肩代わりさせることで、義理の子である献文帝との間に子をなしたという醜聞を避け、かつ皇太子生母として子貴母死の対象になることを逃れ、更には後宮内において献文帝の勢力が伸長することを未然に防いだということになる。

しかし李憑氏の根拠とするところとも関わるが、現実的に馮太后が自身の出産を隠し、かつその実子を他人の子としさらにその他人に、まさにそれを理由に死を賜うという行為が果たして可能なのか、なぜ李夫人の周辺、特に高い地位にある父李惠はこの理不尽な行為に対し抵抗を示していないのかという疑問も残る。これも孝文帝が馮太后と献文帝の子であるとするならば氷塊する。すなわち、義理の母子である馮太后と献文帝が子をなしたことは、いくら北族レヴィイレート婚の遺風とはいえ、当時の北魏皇室にとつても秘せねばならない醜聞であつたため、馮太后の妊娠出産自分が公然の秘密とされた。当然献文帝の立場からも、孝文帝が李夫人の子ではないと公に認めるることは出来ず、また李惠としても事実を公にすることは献文帝の利にならないため、この理不尽な賜死に対して何ら異議を唱えることができなかつたと考えられるのである。

以上の考察が当を得たものであるとするならば、『魏書』に端的に記される李夫人の死とは非常に複雑なものであつたということになる。すなわち献文帝との間に子を為した馮太后は母親の身代わりとして献文帝の寵臣である李惠の娘の李夫人を選び、子貴母死に則つて賜死した。そうすることで馮太后自身は醜聞を避け、皇太子生母として賜死されることなく、かつ親政を開始する献文帝の勢力伸長をおさえることにもつながつた。このように子貴母死は馮太后に至つ

て当初の目的を大きく逸脱し、後宮権力者によつてその既得権益を保持するために恣意的に利用された。そればかりか皇帝権力に対しても、間接的にではあるが、害をなすものとなつたといえる。

(6) 貞皇后林氏

子貴母死最後の事例となつたのが、【表7】の林氏である。卷一三、貞皇后林氏伝に

孝文貞皇后林氏、平原の人なり。……叔父金闇、閻官より起し、常太后に寵有り、官は尚書・平涼公に至る。金闇の兄勝、平涼太守と為る。金闇、顯祖の初、定州刺史と為る。未だ幾くならずして乙渾の誅殺する所と為り、兄弟皆死す。勝子無く、二女有り、掖庭に入る。后容色美麗にして、幸を高祖に得、皇子恂を生む。恂、將に儲貳と為らんとするを以て、太和七年、后 旧制により薨ず。高祖、仁恕にして、前事を襲ぐを欲せず。而るも文明太后の意を裏け、故に果して行う。謚して曰く貞皇后、金陵に葬る。恂、罪を以て死を賜うに及び、有司奏して追つて后を廢し庶人と為す。

とあるように、林氏は平原の人で、父の平涼太守金勝が伯父金闇に連座して誅殺されたのち、孝文帝の後宮に入つた。容姿端麗で孝文帝の寵愛を受け、太和七年（四八三）四月に孝文帝の長子として廢太子恂を生み、同年に馮太后によつて子貴母死が実施されて死去した。この時林氏の夫君である孝文帝は子貴母死を踏襲することに反対であつたが、馮太后の意を受けて廢止することができず、林氏への賜死は行われた。貞皇后の謚号を贈られ、金陵に葬られた⁽⁴²⁾。

林氏への賜死は皇帝である孝文帝の反対にも関わらず、當時太皇太后として臨朝聽政を行つていた馮太后の意志により決行されている。卷二二、孝文五王伝、廢太子伝に

廢太子庶人恂、字は元道。生まれて母は死す。文明太后、之を撫視し、常に左右に置く。とあり、廢太子恂が生まれてすぐに林氏が死去し、その後馮太后がこれを撫視して常にそばに置いていたことが分かる。

つまり林氏への賜死は、先にも述べたように、馮太后が早い段階から将来の皇太子である廢太子恂の養育権を確実なものとするためのものであったことが明らかである。【表6】の李夫人の例と同様に、馮太后の権勢を強化するための一手段として子貴母死が実行された。

なお、遡つて子貴母死の初例である劉貴人について卷一三、宣穆皇后劉氏伝に
太祖末年、后、旧法を以て薨す。太宗即位し、諡号を追尊し、太廟に配饗す。此れより後宮の人帝母となるは、皆
正位配饗す。

とあるように、皇太子の生母は概ね、まず死去した段階で金陵に葬られ、実子が帝位についた後に正位、つまり皇后という諡を追加され⁽⁴³⁾、その上で太廟に配饗された。しかし林氏の場合は立太子以前の皇帝嫡子の生母として死去した段階で、すでに皇后号を贈られ、金陵に葬られている。これは馮太后が自ら養育する恂の権威付けという意味合いがあるのでないだろうか。

四 子貴母死の廃止

さて、これを最後に子貴母死は見られなくなる。卷一三、皇后伝の末に

史臣曰く……鉤弋は年稚く子幼く、漢の武以て權を行う所、魏の世、遂に常制と為る。子貴母死、矯枉の義、
亦過ざるや。高祖、終に其の失を革む。良に以有るなり。

とあるように、子貴母死は孝文帝により廃止された⁽⁴⁴⁾。これまで考察してきたように、子貴母死は部族政治への回帰を阻止することを目的に始められたものである。部族制を濃厚にとどめる北魏前期においてこれを踏襲することは意義のあることであったが、しかし次第に性質を変え、馮太后の時点では明確に皇太后権力を確立、保持するために恣意的に

利用されるものとなつた。周知のように孝文帝は部族政治の名残によつて行き詰まつた現状を打破せんとして数々の改革を断行している⁽⁴⁵⁾。この段階において部族勢力の脅威は過去のものとなり、子貴母死の必要性も失われていたために、孝文帝は馮太后の死を待つて子貴母死を廃止したのであろう。その具体的な時期は史料に明記されないが、卷一三、昭皇后高氏伝に

遂に世宗を生む。……馮昭儀、寵盛なるに及び、密かに世宗を母養するの意有り。后、代より洛陽に如き、汲郡の共県に暴薨す。或いは昭儀、人を遣わし后を賊せしむなりと云う。

とあり、孝文帝の寵妃である馮昭儀が宣武帝（世宗）を養育せんがために、その生母である昭皇后高氏を太和十九年の洛陽遷都の最中に殺害したことが記される。子貴母死が継続されていたのであれば、皇太子の生母は必ず死を賜うので、わざわざ殺害する必要はないはずである。よつてこの時点で子貴母死は廃止されていたとみるべきであり、その時期は馮太后が死去した太和十四年から太和十九年の間と推定される。

五 「魏故事」、「旧法」、「旧制」

これまで見てきたように、子貴母死は史料には「魏故事」や「旧法」、「旧制」として表記される。これについて趙翼⁽⁴⁶⁾が「魏故事」を北魏建国以前の拓跋部の古い事例と解して以来、これまでその解釈が踏襲されてきた⁽⁴⁷⁾。しかし筆者は子貴母死が一貫して実施されたことを踏まえ、この「故事」は慣習法という意味に捉えるべきであろうと考える。また卷一三の皇后伝が魏収の『魏書』に欠巻で唐の李延寿の『北史』から補筆された⁽⁴⁸⁾ということから、「旧法」や「旧制」とは孝文帝の廃止以前の制度という意味であると考える。

ではなぜ右のように子貴母死の実施が明記される場合とそうでない場合があるのだろうか。明記されるのは【表1】

の劉貴人と【表5】の李貴人、【表7】の林氏である。この内、初例である【表1】を除くと、あとの二例【表5】と【表7】はどちらも皇太后主導による賜死である。ここで再度、皇太后主導の事例を簡単にまとめてみたい。

まず【表5】を主導した常太后はそれ以前に【表4】の閻氏への賜死も主導した。皇帝の生母である閻氏に対して子貴母死を実施して死を賜うことによって、常太后は皇太后としての座を獲得したのであつた。また【表7】を主導した馮太后もそれ以前に【表6】の李夫人への賜死を主導した。自身が産んだ孝文帝を李夫人の子とし、李夫人が子貴母死にのつとつて賜死されることによって、馮太后は権力を維持したのである。このようにみると、子貴母死が明記される事例は同一の皇太后による二回目の賜死という共通点が浮かび上がる。なおかつどちらの場合も、決して公にできない二回目の賜死は敢えて公に行い、それが史料に残つたということではないだろうか。

先にも述べたように、子貴母死は鮮卑の習俗にも反し、儒教の教えにも反するものであつた。部族政治への回帰を阻止するという目的で始められた祖宗の法であつたために踏襲されることとなり、通常は肅々と秘して行われたのである。しかしその性質が変化して皇太后の権力獲得や保持のために恣意的に利用されるようになつたとき、これが祖宗の法に基づいた正当なものであると主張しなければならない事態になり、それが史料上の記載の差として現れたものと推察される。

おわりに

これまで考察してきたことを踏まえて結論を導きたい。

まず子貴母死を創設した道武帝の眞の目的は、明元帝への皇位継承を契機とした部族勢力の復活を防ぐことにあつた。以降孝文帝期まで七人の皇太子生母の内、一例を除き、その出自などを問わざー貫して適用された。その時期について

は例外はあるものの、子の皇位繼承が確定した段階で実行された。また死後の某皇后号の追贈や金陵への埋葬などの措置は一貫している反面、時代を経ることに変化がみられる。特に文成帝即位直後の賜死を契機として、その主導権が皇帝から後宮内に移管され、馮太后が実権を握るや、政敵排除のために恣意的に利用されるようになった。そして孝文帝の親政期に至つて、当初の目的である部族勢力の抑止の必要性が低くなつたことを受けて廃止された。

先行研究で指摘されるように皇太后による恣意的な利用が子貴母死の慣習化の一助となつたことは否定できない。しかしその本質は部族解散と流れを一にするものであり、決して政治情勢と隔絶した後宮内部の特殊な事例ではない。このことは後宮が単に皇帝のプライベートに属するのではなく、政治と密接に関わっていることを示している。さらに子貴母死は鮮卑の風習に反し、儒教的孝の概念にも反するものでありながら、北魏前期の後宮において必要とされ踏襲された。それは鮮卑拓跋氏が胡族として漢地に国家を建設、整備していく上で、胡族でもなく漢族でもない新たな制度が必要とされたということを示唆していると考えることができるのではないだろうか。

なお、本論で考察した子貴母死を土台として発展した北魏後宮が如何なる権力構造を有していたのかについては今後の課題としたい。

註

- (1) 江上波夫『騎馬民族國家』(平凡社、一九八六年)、『江上波夫文化史論集三 匈奴の社会と文化』(山川出版社、一九九九年)、
所収)、六五頁、引用。
- (2) 北魏の建国当初に皇太子の制度は無い。本論で検討しているように、初期の子貴母死は皇位繼承がある程度確定した皇子の生母に対し実施されたものであり、また中には子が皇帝に即位した後に実施された例もある。本論では表記の煩を避け、子貴母死の対象となつて賜死された皇子の生母を指して皇太子生母と表した。

- (3) 『魏書』卷一三、皇后伝、史臣言
- (4) 岡崎文夫『魏晋南北朝通史』(弘文堂書房、一九三二年)、三七一—三七二頁、引用。
- (5) 主なものに長堀武「北魏孝文朝における君權安定策とその背景」(『秋大史学』一一、一九八五年)、李憑「北魏明元帝兩皇后之死与保太后得勢」(『史學月刊』二〇〇七年〇五期)、常倩「論北朝皇后多干政現象」(『北朝研究』六、二〇〇八年)、張金龍「子貴母死与皇位繼承制度的確立」(『北魏政治史』卷二、甘肅省教育出版社、二〇〇八年、第七章)、李憑「乳母干政」(『北魏平城時代』上海古籍出版社、二〇一一年、第三章)などがある。
- (6) 李氏前掲註(5)書、一五二頁—一五三頁、参照。
- (7) 田余慶「北魏後宮子貴母死之制的形成和演變」(初出一九九八年、『拓跋史探』三聯書店、二〇〇三年)、参照。
- (8) 李凭氏は個別の事例について考察している(李氏前掲註(5)書、一五三頁—一六三頁、参照)が、その主眼は皇太子生母の死因が子貴母死であるか否かという点に置かれており、当慣習の具体的な内容を論じようとするものではない。
- (9) 江上氏前掲註(1)書、参照。
- (10) 卷一、序紀、穆皇帝の条
- (11) 卷一、序紀、平文皇帝の条
- (12) 卷一、序紀、平文皇帝五年(三三二)の条
- (13) 卷一三、桓帝皇后祁氏伝
- (14) 卷一、序紀、惠皇帝四年(三三四)の条
- (15) 卷一三、平文皇后王氏伝に「烈帝之崩、国祚殆危、興復大業、后之力也」とある。
- (16) 李氏前掲註(5)書、一三七—一五三頁、参照。
- (17) 李氏前掲註(5)書、一五一頁、参照。
- (18) 卷一、太祖紀、登国二年(三八七)六月の条

北魏における所謂子貴母死について(稲田)

- (19) 卷八三上、劉羅辰伝
- (20) 北魏では道武帝期および明元帝期に皇后冊立の可否を金人を鋤る儀式でもって決定するという事例が確認される。この儀式の実態や意義については未だ明らかでない点も多く、また北魏における皇后の意義を解明するにあたって非常に重要であるため、今後別稿にて考察したい。
- (21) 卷一五、衛王儀伝
- (22) 卷一五、衛王儀伝
- (23) 部族制の解体であるとする説の主なものに内田吟風「北朝政局における鮮卑匈奴等諸北族系貴族の地位」(『北アジア史研究 匈奴編』同朋社、一九七五年)、宮崎市定「鮮卑と漢人」(『九品官人法の研究』同朋社、一九五六年、第二編第五章)、谷川道雄「北魏の統一過程とその構造」(『隋唐帝国史形成論』増補版、筑摩書房、一九九八年)、唐長孺「拓跋国家的建立及其封建化」(『魏晋南北朝史論叢』三聯書店、一九五五年)などがある。また部族連合体の再編であるとする説の主なものに松永雅生「北魏太祖の『離散諸部』」(『福岡女子短大紀要』八、一九七四年)、古賀昭岑「北魏の部族解散について」(『東方学』五九、一九八〇年)、川本芳昭「部族解散の理解をめぐって」(初出一九八一年、『魏晋南北朝の民族問題』汲古書院、一九九八年、第一篇第四章)、松下憲一「領民酋長制と『部族解散』」(初出二〇〇〇年、『北魏胡族体制論』北海道大学出版会、二〇〇七年、第二章)などがある。
- (24) 清河王紹が道武帝を殺害した直接のきっかけは、道武帝が紹の生母である賀氏を幽閉したことにある。これについて李氏は賀氏の幽閉の過程が前漢武帝による鈎弋夫人への賜死の過程と酷似していることを指摘。賀氏の幽閉は、明元帝の出奔により拓跋紹の皇位継承の可能性が高くなり、このために劉貴人と同様に賀氏に対しても賜死を実行しようとしたものであるとして、賀氏も子貴母死対象者に含む。(李氏前掲註(5)書、一五三一五四頁、参照。)
- (25) 川本氏前掲註(23)書、一四七一四八頁、松下憲一「北魏部族解散再考—元墓誌を手がかりに—」(『史学雑誌』一二三(四)、二〇一四年)、参照。

(26)

なお李灝氏は劉貴人への賜死の原因を道武帝の個人的経験に求めるが、「在當時、打撃母后勢力、便是打撃其背後の原本在部落連盟中与拓跋部相競争的異族部落勢力。……可以認為す、道武帝殺明元帝母劉夫人与幽清河王紹母賀夫人、既含防止母權當政之患于未然的用意、又含有打擊影影綺綽于劉・賀二夫人背後的兩支部落勢力的較為現實的意義。」（李氏前掲註(5)書、一五二一一五三頁、引用。）として劉貴人への賜死が外戚部族への攻撃であることも示唆している。

(27)

『魏書』には太武帝を皇太子に立てたことを明記する個所が無い。卷三「太宗紀、泰常七年」の条には「夏四月甲戌、封皇子燾為泰平王、燾、字佛釐、拜相國、加大將軍。……初、帝素服寒食散、頻年動發、不堪万機、五月、詔皇太子臨朝聽政。是月、泰平王攝政。」とあり、太武帝が皇太子として臨朝聽政したとあるが、そのすぐ後ろには泰平王として攝政したとある。また卷四、世祖紀上の冒頭には「泰常七年四月、封泰平王、五月、為監國。太宗有疾、命帝總攝百揆、聰明大度、意豁如也。」とあり、監國となつたことは明記されるが、皇太子という文言は無い。本文中に引用した崔浩の建議は北魏の太子監国の内実を指すものとして注目されてきた（曹文柱「北魏明元・太武両朝的世子監國」『北京師範大學學報（社会科学）』一九九一年第四期）、李灝「太子監國」（李氏前掲註(5)書、第二章）、窪添慶文「北魏の太子監国制度」（『魏晉南北朝官僚制研究』汲古書院、一九九三年）、参考。）が、しかしその 中にある「儲副」や「國副主」が何を指すものなのか、また皇太子とどのように関係するのかなどの点は未だ充分に明らかになつていらない。北魏の皇太子制度については今後別稿をもつて論じたい。

(28)

『魏書』中から確認される雲中金陵に埋葬された人物は、明元帝、太武帝、景穆太子、文成帝、獻文帝、明元帝の皇后姚氏、太武帝の皇后赫連氏、杜貴嬪（太武帝生母）、賀夫人（景穆太子生母）、閻氏（文成帝生母）、李貴人（獻文帝生母）、李夫人（孝文帝生母）、林氏（廢太子生母）である。

(29)

李氏前掲註(5)書、一五七一六一頁、参照。

(30)

卷五、高宗紀、和平五年夏四月の条

(31)

呂思勉『兩晉南北朝史』（開明書店、一九四八年）、五〇八一五〇頁、参照。

(32)

大沢陽典「馮后とその時代」『立命館文学』一九二、一九六一年）、参照。

北魏における所謂子貴母死について（稲田）

- (33) 鄭欽仁「北魏中給事（中）稿」『食貨』復刊第一卷第六期、一九七二年）、参照。
- (34) 李氏前掲註（5）書、一八六頁—一九八頁、参照。
- (35) 川本芳昭「孝文帝のパーソナリティと改革」（初出一九八一年、川本氏前掲註（23）書、第二篇第五章）、参照。
- (36) 川本氏前掲註（23）書、三一三頁、引用。
- (37) この川本氏の説には窪添慶文氏の批判がある（窪添慶文「長樂馮氏に関する諸問題」『立正史学』一一、一二〇—二一年）、参照。窪添氏は特に「迄后之崩、高祖不知所生。」という一文が「孝文帝は自分の生母が文明太后であることを知らなかつた」と解釈すると前後の文と論旨が切斷されることを指摘し、これは「生家（李氏）の人々についてよく知らなかつた」と解釈すべきであるとする。確かに論旨の断絶は否めないが、本文中に示した川本氏が挙げた巻八三上、李鳳伝の「太和十二年、高祖將爵舅氏、詔訪存者。」とあるのに続いて、「而惠諸徒以再罹孥戮、難於應命。唯道念敢先詣闕、乃申后妹及鳳兄弟子女存者。於是賜鳳子屯爵柏人侯、安祖浮陽侯、興祖安喜侯、道念真定侯、從弟寄生高邑子、皆加將軍。」とあり、実際に孝文帝の詔に応じて李氏一族の道念が進み出て、李夫人の妹や李鳳（李夫人の父李惠の従弟）の兄弟子女らが存命であることを申告し、さらに李鳳の子弟らが封爵されたことが見える。馮太后的崩御は太和十四年であつて、太和十二年の詔に応じた李氏一族への封爵は馮太后的存命中に行われたであろうことから、窪添氏の見解は成り立ちがたいと考える。
- (38) この皇帝の乳母を皇太后に尊ぶ事例については、平成二十六年度（第六十二回）九州中国学会において「北魏の保太后—その「母子」関係と政治的位相」と題して報告を行つた。
- (39) 卷六、顕祖紀、皇興二年夏四月の条
- (40) 李氏前掲註（5）書、一九八—一〇七頁、参照。
- (41) 卷七上、高祖紀上、太和元年冬十月の条「誅徐州刺史李訢。」同、太和二年十有二月癸巳の条「誅南郡王李惠。」
- (42) 太和二十一年十月に恂が謀反の罪で賜死されたことにより、その後皇后号ははく奪され、庶人とされた。
- (43) 但しこの皇后号は皇帝嫡妻としての皇后と区別するために、皇后の上に某を冠するものであつた。

(44) 川本氏前掲註(23)書、三〇六頁、参照。なお、李凜氏は卷一三、靈皇后胡氏伝に宣武帝の后妃らが子貴母死を恐れて太子を生むのを望まず、また皇子が死亡する事例が相次いでいたことから、後継者不足に陥ったために宣武帝が子貴母死を廃止したとする（李氏前掲註(5)書、一六五頁、参照）。本文に述べたように子貴母死は孝文帝によつて廃止されていたが、これから間もない宣武帝の代では廃止が守られるのか否かわからず、右のような事態に陥つたものと考へる。

(45) 川本芳昭「北族社会の変質と孝文帝の改革」（初出一九八一年、川本氏前掲註(23)書、第二篇第四章）、参照。

(46) 趙翼『廿二史劄記』卷一三、魏書紀伝互異処

(47) 主なものに周一良「王玄威与妻提哀悼獻文帝」（『魏晉南北朝史札記』（中華書局、一九八五年））、『周一良集 第一卷 魏晉南北朝史札記』（遼寧教育出版社、一九九八年）、所収）、田氏前掲註(7)書、劉宇衛「子貴母死」故事的社會必要性和他國歷史前例的十個論点」（『北朝研究』七、二〇一〇年）などがある。

(48) 中華書局本、卷一三、皇后伝、校勘記、参照。